

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年5月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成26年6月12日から同年7月2日まで縦覧に供する。

平成26年6月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 室ノ内北地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上田井川西南地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下万塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 実相寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 坂下地区	〃